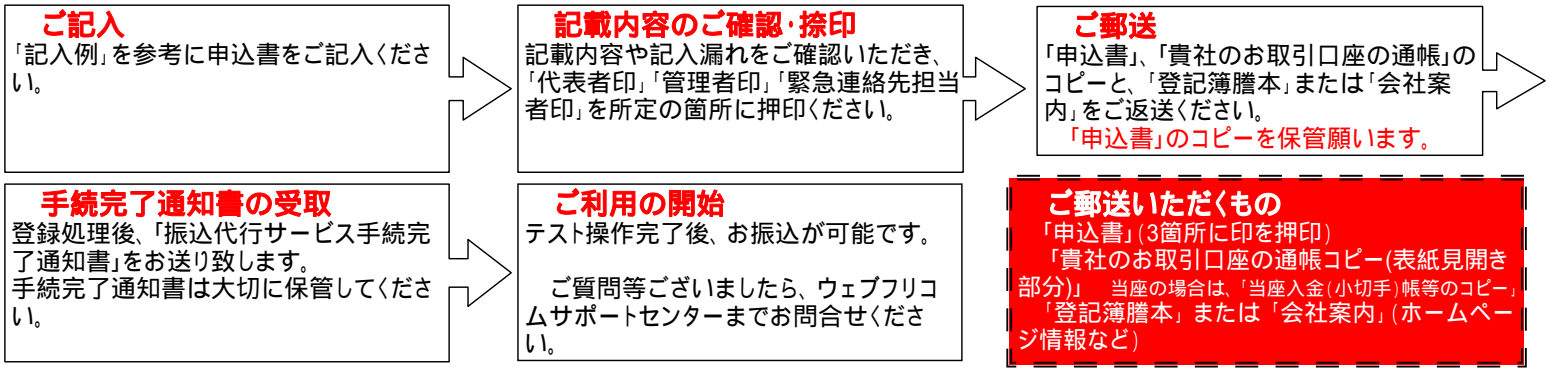


お申込からご利用まで



振込代行サービス申込書 記入例

すべての項目を楷書でご記入ください。

振込代行サービス申込書

別紙の「振込代行サービス利用規定」「個人情報の収集・利用・提供に関する同意条項」を承諾の上、振込代行サービスを申し込みます。

SBIキャピタルソリューションズ株式会社
株式会社フォーライフシステム 行

申込日 西暦 20××年××月××日

フリガナ	トキョウト シカガク 1-2-3		
〒	〒 123 - 4567		
ご住所	東京都品川区 1-2-3		
TEL	03 - 1234 - 5678	FAX	03 - 1234 - 5679
フリガナ	ウェブフリコム カブシキカイシャ	代表取締役	フリコム 次郎
貴社名 代表者名	ウェブフリコム 株式会社		振込 太郎
資本金・年商	資本金 1000 万円 年商 8000 万円	設立年月	1995 年 5 月
営業内容	各種繊維用品の製造、卸し、販売	ホームページ (お持ちの場合)	http://www.web-furi.com
貴社お取引 口座情報	金融機関名 振込銀行	支店名 本店	預金種目 普通
		口座番号 1234567	口座名義 ウェブフリコム 株式会社 代表取締役 振込 太郎
資金入金時の名義 (カナ20文字以内)	ウ エ フ ・ フ リ コ ム (カ		
振込依頼人名 (カナ20文字以内)	ウ エ フ ・ フ リ コ ム (カ		

管理者情報

フリガナ	フリコム 次郎		
部署・役職名 お名前	経理部 部長 振込 次郎		振込
担当者コード (英数字6-16文字以内)	f u r i c o m 0 1		
メールアドレス	web @ furi.co.jp		
ご連絡先 (ご住所と異なる場合)	〒 -		
	TEL	FAX	

緊急連絡先 (管理者様へ連絡がつかない場合にご連絡させていただくことがあります)

フリガナ	フリコム 次郎		
お名前	振込 次郎		振込
ご連絡先	TEL 090 - 1234 - 5678	FAX 03 - 9876 - 5432	

申込日
記入日を西暦でご記入ください。

ご住所
登記住所をご記入ください。

貴社名・代表者名
ご記入と代表者印を押印ください。

資本金、年商、設立年月、営業内容
詳しくご記入ください。

貴社お取引口座情報
こちらの口座の通帳コピー(表紙見開き部分)を添付してください。
当座の場合は、「当座入金(小切手)帳等のコピー」

資金入金時の名義
貴社専用振込資金口座に振込資金を入金する際の振込人名義をご記入ください。
この名義以外でのご入金はできません。

振込依頼人名
お振込先の通帳に記載される名前です。お振込先にわかるような名前をご記入ください。

のご注意
濁点・半濁点は、1文字としてご記入ください。前(株):カ)、後(株):(カ等は略称でご記入ください。

管理者情報
管理者情報には、経理責任者の情報をご記入ください。

担当者コード
担当者コードはログインの際に必要になります。管理者様ご自身が英数字6～16文字以内でご自由にお決めください。
(登録後、変更できません)
・数字 ゼロ:0
・英字 オウ:0
(大文字・小文字別)
ログインパスワードは「担当者コード」とは別に設定・登録して頂きます。

メールアドレス
管理者様のメールアドレスは、必ずご記入ください。機密事項書類をお送りする宛先となります。

ご連絡先
管理者様のご連絡先がご住所と異なる場合のみご記入ください。機密事項書類をお送りする宛先となります。

緊急連絡先
携帯、ご自宅、本支店などのご連絡先または、ご連絡先と異なる連絡先をご記入ください。

本申込書のご記入について
1. 本申込書は、必ずお申込人が正確にご記入ください。(記載内容が事実と異なる場合は、お申込みをおとわりますことがございますので、あらかじめご了承ください)
2. 枠内は、全てご記入ください。(フリガナ・郵便番号等) 万一記入漏れがありますと手続きの遅れにつながり、場合によっては再記入のため返却させていただきます。
3. 別紙の「振込代行サービス利用規定」「個人情報の収集・利用・提供に関する同意条項」をご一読ください。

振込代行サービス申込書

別紙の「振込代行サービス利用規定」「個人情報の収集・利用・提供に関する同意条項」を承諾の上、振込代行サービスを申し込みます。

SBIキャピタルソリューションズ株式会社
株式会社フォーライフシステム

行

申込日 西暦 年 月 日

フリガナ													
ご住所	〒 -												
	TEL						FAX						
フリガナ													印
貴社名 代表者名													
資本金・年商	資本金 万円			年商 万円			設立年月		年 月				
営業内容							ホームページ (お持ちの場合)		http://				
貴社お取引 口座情報	金融機関名			支店名			預金種目		口座番号		口座名義		
	資金入金時の名義 (カナ20文字以内)												
振込依頼人名 (カナ20文字以内)													

管理者情報

フリガナ													印	当該個人情報が、別紙の個人情報に関する条項に沿って取り扱われることに同意します。
部署・役職名 お名前														
担当者コード (英数字6～16文字以内)														
メールアドレス	@													
ご連絡先 (ご住所と異なる場合)	〒 -													
	TEL						FAX							

緊急連絡先 (管理者様へ連絡がつかない場合にご連絡させていただくことがあります)

フリガナ													印	当該個人情報が、別紙の個人情報に関する条項に沿って取り扱われることに同意します。
お名前														
ご連絡先	TEL						FAX							

サービス提供会社使用欄

確認	登録	契約番号			取扱会社(FLS・SBI・ <u>代理店</u> ・取次店)			
		F	D/T	J	G	承認	営業	代理店
								コード: 7000033494

メモ欄

メモ欄

振込代行サービス利用規定

SBIキャピタルソリューションズ株式会社（以下「甲」という）、株式会社フォーライフシステム（以下「乙」という）（なお、「甲」、「乙」を合わせて「甲ら」という）が第3条で定義される振込代行サービスを申込人（以下、「契約者」という）に対し提供することと際しては、甲らと契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。本振込代行サービスの申し込みにあたっては、契約者は「振込代行サービス申込書」を甲らに提出してください。甲らが契約者に対し所定の手続きを行ったときから本規定の効力が発生するものといたします。なお、お申し込みいただいても甲らの判断によりお申し込みの受付ができない場合がありますのでご了承願います。

第1条（総則）

契約者及び甲らは、振込代行サービス利用規定（以下「本利用規定」という）の主旨をよく理解し、円滑なる運営推進を図るため、緊密なる連携を保ち、信義誠実の原則に基づき、相互に協力するものとする。

第2条（目的、基本利用規定）

本利用規定は、契約者が甲らに対して第3条で定義される振込事務を委託することを目的とし、第4条所定の契約者による申込及び第5条所定の甲による承諾によって成立する個別の振込代行サービスに共通して適用されるものとします。本サービスは、甲らと契約者との間における振込手続き代行に関するものであり、契約者が為替取引の当事者となるものではない。本サービスは、「契約者からの要請を受けて」、「契約者の利便のために」、「契約者の側に立つて」、甲らがサービスを提供するものである。

第3条（定義）

- 「営業日」とは、金融機関及び甲が営業を行っている日を意味するものとする。
- 「金融機関」とは、甲が指定する金融機関を意味するものとする。
- 「振込資金口座」とは、甲が別途契約者に対して通知する預金口座を意味するものとする。
- 「手数料」とは、以下の甲ら所定の手数料及びこれに課せられる消費税相当額を意味するものとする。
 - 取扱手数料（振込1件につきかかる手数料）
 - 基本手数料（月間利用料）
 - 組戻し手数料（振込不能1件につきかかる手数料）
- 「振込希望日」とは、契約者が、甲らに対して振込依頼データを送信する際に、甲所定の方法で指定した振込手続きがなされることを希望する日を意味するものとする。
- 「振込金」とは、契約者が振込を希望する金額を意味するものとする。
- 「振込事務」とは、甲が契約者の委託に基づき金融機関に対して振込依頼データを送信し、振込金相当額の金員及び金融機関所定の振込手数料を交付することにより、振込の依頼を行う事務を意味するものとする。
- 「振込依頼データ」とは、甲が指定した仕様に基づき、契約者が作成した振込先及び当該振込先に対する振込金等を含むデータを意味するものとする。

第4条（契約者の申込）

- 契約者は振込依頼データを作成し、振込希望日の1ヶ月前の応答日から振込希望日の所定の時間まで、乙に対して甲ら所定の方法で伝送しなければならない。その場合、契約者は当該振込依頼データを振込希望日まで保存するものとし、甲らが振込依頼データの再送を希望した場合には、契約者はこれに協力するものとする。
- 契約者は、振込希望日の前営業日までに、振込金相当額の金員の振込資金口座への入金手続きを完了しなければならない。
- 第1項の振込依頼データの伝送しない前項の振込金相当額の金員の入金がなされた時に、契約者は甲に対し振込事務の委託を行ったものとみなし、契約者は、甲の同意がない限り、この依頼を取り消すことは出来ない。

第5条（甲の承諾）

- 乙は、振込依頼データを受信した場合、振込依頼データが甲所定の仕様であることを確認した上で、甲に対し確認の旨通知し、甲は乙からの確認通知を以て振込依頼データを確認したものとみなす。
- 甲らは、振込依頼データに記載された振込先口座の口座名義、振込先口座の口座番号等、振込依頼データの内容を確認する義務を負わないものとする。
- 甲は、第4条第2項の規定に基づき振込資金口座に入金がなされた場合、前項の振込依頼データに対応する振込金相当額の金員が入金されていることを確認するものとする。
- 甲が、第1項及び前項の確認を完了した時点で甲は、契約者の申込を承諾したものとみなし、個別の振込代行サービスが成立したものとみなす。

第6条（振込データの仕様の不備等）

- 契約者が乙に送信した振込依頼データの仕様が甲所定の仕様でない場合、乙は契約者に対してその事実を通知（以下「仕様不備の通知」という）するものとする。仕様不備の通知は、契約者が、適宜、乙が開設するホームページ（以下「乙のホームページ」という）上にて、各種コード及びパスワードを用いて確認しなければならず、甲らは、契約者に対してこれ以外の方法による仕様不備の通知を行う義務を負わないものとする。
- 甲らが、仕様不備の通知を前項所定の方法で行ったにもかかわらず、契約者が振込依頼データを訂正せずかつ振込希望日の所定の時間までに乙に対して訂正後の振込依頼データを伝送しない場合には、振込依頼データに記載された契約者による申込はすべて無効とみなされ、甲は金融機関に対して振込依頼を行わないものとする。
- 契約者が、振込資金口座に入金した金額が、振込依頼データの振込金相当額の金員の合計額に満たない場合、甲は乙のホームページ上にてその事実を通知（以下「入金不足の通知」という）するものとする。入金不足の通知は、契約者が、適宜、乙のホームページに接続して確認しなければならず甲らは、契約者に対してこれ以外の方法による入金不足の通知を行う義務を負わないものとする。
- 甲らが、入金不足の通知を前項所定の方法で行ったにもかかわらず、契約者が振込希望日の所定時間までに必要な金員を入金しない場合には、振込依頼データに記載された契約者による申込はすべて無効とみなされ、甲は、金融機関に対して振込依頼を行わないものとする。
- 契約者による振込依頼データの記載不備、記入の誤り、入金不足による振込不能、振込先の相違については、甲らは一切責任を負わないものとする。

- 甲らが、仕様不備の通知、入金不足の通知を所定の方法で行ったにもかかわらず通信機・回線・コンピューター等の障害並びに電話の不通、その他乙の責めに帰すべからざる事由により、契約者が、乙のホームページに接続できなかった場合、甲らは、それによって契約者に生じた損害について賠償する責任を負わないものとする。

第7条（金融機関に対する振込申込）

- 契約者と甲らの間に個別の振込代行サービスが成立した場合、甲は、金融機関に対して振込依頼データを送信し、振込金相当額の金員を金融機関に交付するものとする。
- 振込依頼データの送信、振込金相当額の交付がなされた後に、契約者は個別の振込代行サービスを解除することは出来ないものとする。
- 甲らが第1項の定めに基づき振込金を金融機関に交付した後、金融機関からの組み戻し若しくは返金の依頼のないことをもって振込代行サービスが適切に完了したものとします。
- 前項の場合において契約者は、自己の責任において振込先への入金確認等を行う。

第8条（振込不能等）

- 甲は、金融機関が振込依頼データに記載の振込を行えなかった場合について、金融機関からその旨の通知を受けたときには、契約者に対して乙のホームページに掲載する方法によりその事実を通知（以下、「振込不能の通知」という）するものとする。振込不能の通知は、契約者が、適宜、乙のホームページ上に確認しなければならず、甲らは、契約者に対してこれ以外の方法による振込不能の通知を行う義務を負わないものとする。
- 前項の場合、甲らによる第5条第1項の振込依頼データの仕様の確認、及び第5条第3項の振込金相当額の金員の確認に懈怠があった場合を除き、甲らはかかる振込不能について何ら責任を負わないものとし、契約者は、自らの責任で振込先と交渉を行い善処するものとする。
- 第1項の場合、振込不能となった振込金相当額の金員については、甲所定の方法により、振込資金口座に返金するものとする。
- 甲らによる第5条第1項の振込データの仕様の確認及び第5条第3項の振込金相当額の金員の確認に懈怠があった場合、甲らは、契約者に対して本利用規定に基づき受領した取扱手数料の範囲内で契約者に生じた損害を賠償する義務を負うものとし、契約者は、甲らに対して本項に定める損害賠償請求以外の一切の請求を行わないものとする。

第9条（手数料の支払等）

- 契約者は甲らに対して、本利用規定に基づく振込事務の委託の対価として手数料を支払う義務を負うものとする。
- 契約者は、第3条第3項に定める振込資金口座に振込金相当額の金員を入金する際に、同時に取扱手数料の入金を行うものとする。
- 金融機関の手数料等の引き上げ及び諸経費の値上がり等相当の理由があると甲らが判断したときは、甲らは手数料を改定することが出来る。

第10条（甲らの免責等）

- 通信手段の障害等
通信機器・回線及びコンピューター等の障害並びに電話の不通その他、甲らの責に帰すべからざる事由により、甲らの義務の履行が遅延し又はその履行が不能となった場合、甲らはそれによって契約者に生じた損害について責任を負わないものとする。
- 端末の不正使用等
a) 契約者は、各種コード及びパスワードを厳重に管理するものとし、第三者にこれらを開示してはならず、またこれらを第三者に譲渡又は貸与する等、第三者の利用に供してはならない。
b) 甲らが受信した各種コード及びパスワードが、甲らで管理されている各種コード及びパスワードと一致する場合には、甲らは、当該送信が契約者によってなされたものとみなし、振込依頼データ記載の内容にしたがって取り扱うものとする。甲らは、各種コード及びパスワードにつき盗用又は不正使用その他の事故があった場合であっても、それによって契約者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
- 甲らは、災害・事変等やむをえない事由により契約者に生じた損害については一切の責任を負わないものとする。

第11条（損害の負担、補償等）

- 本利用規定に関し甲らに損害が生じた場合は、契約者は、その損害を補償する義務を負う。
- 甲らは、契約者と振込先との取引関係について生じた事由について調査・確認する義務を負わず、契約者は、甲らに対して契約者と振込先の間で生じた事由を主張することは出来ないものとする。
- 本利用規定に関し振込先その他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者はその責任においてこれに善処するものとし、甲らはこれについて、一切の責任を負わないものとする。

第12条（契約者の協力義務）

甲らが、官公庁等より振込資金口座及び振込依頼に関して資料の提出を求められた場合には、契約者は甲らに対して、資料の提出その他一切の協力を行うものとする。

第13条（住所変更等の通知義務）

- 契約者は、その商号、代表者、住所等、本利用規定における届出事項に変更がある場合は、甲に速やかに通知するものとする。
- 契約者が前項の通知を怠ったため、甲から契約者に対してなされた通知又は送付された書類等が延着又は不到達となっても通常到達すべきときに到達したものとみなし、契約者が前項の通知を怠ったために生じた損害については甲はその責任を負わないものとする。

第14条（情報保持等）

- 契約者は申込書「管理者情報登録」にて、情報管理者を登録し、情報の保持に努めるものとする。
- 契約者及び甲らは、本利用規定の締結及びその義務の履行にあたり知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。
- 契約者及び甲らは、前項の情報を、本利用規定及びそれに付随する業務の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲らが振込事務の委託状況等を統計的データ又は営業管理資料として、甲らの社内において利用する場合及び契約者の属性に関する情報を統計的データ又は営業管理資料として、甲らの社内において利用する場合についてはこの限りではない。

4. 本条に定める義務は、第16条に基づく本利用規定の終了後も、同条の規定に関わらず存続するものとする。

第15条（契約の有効期間及び解除）

1. 本利用規定の有効期間は定めない。
2. 契約者又は甲らが、3ヶ月以上の予告期間を定めて文書を持って相手方に本利用規定の解除を通知したときは、その期間の経過を持って本利用規定は終了する。但し、本利用規定の終了日において個別の振込事務が残存する場合にはその振込が終了することを以って本利用規定の終了とする。
3. 契約者及び甲らが、次の各号の事由のいずれかに該当した場合には、その相手方は直ちに本利用規定を解除することが出来る。この場合、前項但書に関わらず、甲は残存する個別の振込事務の履行を拒むことが出来る。
 - a) 破産・民事再生・会社更生もしくは特別清算、その他倒産手続の申し立てがあったとき。
 - b) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき、あるいは手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - c) 差押・仮差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - d) 本利用規定の履行に関し故意又は重大な過失により甲らに損害を与えたとき。
 - e) その他本利用規定に違反したとき。
 - f) 契約者が甲らに対する支払を期限までに行わなかったとき。
 - g) 契約者の信用が著しく低下、もしくは低下したと甲らが判断したとき。
4. 契約者が社会的に見て不当な取引、違法な取引、又は公序良俗に反する取引に関して振込代行サービスを利用していると甲が認めた場合には、甲らは何らの通知・催告を要せずに即時本利用規定を解除することが出来る。この場合、前項の規定を準用する。

第16条（甲による振込事務の履行停止）

1. 甲は、本利用規定に基づく個別の振込事務の履行を中止することが相当であると判断した場合には、直ちに振込事務の履行を中止することが出来る。
2. 前項の規定に基づき甲が振込事務の履行を中止した場合、甲は直ちに契約者に対しその旨通知するものとし、契約者及び甲らはその後の取扱を協議する。

第17条（契約の変更）

1. 甲らは、本利用規定に別段の定めがある場合を除き、本利用規定を変更する必要があるときには、必要な範囲内で本利用規定を変更することができ、甲らはその変更を契約者に対して通知するものとする。
2. 前項の変更の効力は、前項の通知が契約者に到着したときに生じるものとし、それ以後に生じた個別の振込代行サービスについては変更後の本利用規定が適用されるものとする。

第18条（協議事項）

本利用規定に定めなき事項や本利用規定の解釈に疑義が生じたときには契約者及び甲らが協議してこれを定めるものとする。

第19条（合意管轄）

契約者、甲らは、本利用規定に関する紛争については甲の弊社所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

以上

2009/7/1 改訂

WEB

個人情報の収集・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・利用・提供）

契約者は、振込代行サービスを契約者に提供する目的、及び必要書類を送付する目的、新商品情報や関連するアフターサービスをお知らせする目的、及び市場調査や商品開発の目的のため、契約者の氏名、住所、電話番号等の表記された個人情報を、SBIキャピタルソリューションズ株式会社、株式会社フォーライフシステム（以下「甲ら」という）が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

第2条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 契約者は、甲らに対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、甲らがそれぞれ保有している自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。
2. 甲らは、甲らの保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合に限り、速やかに訂正又は削除に応じます。

第3条（個人情報の利用中止の申し出）

甲らは、第1条の同意を得た範囲内で当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の甲らでの利用を中止します。

第4条（個人情報に関するお問い合わせ窓口）

甲らに対する個人情報の開示・訂正・削除等の請求、その他個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他ご意見の申し出に関しましては、下記（代表窓口：株式会社フォーライフシステム）までお願いいたします。

株式会社フォーライフシステム 業務部（代表お客様相談窓口）

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-6-14 朝日生命辰野ビル8F

電話番号：06-4705-6290

受付時間：月～金9:00～17:00（但し、祝日、夏期休暇及び年末年始を除く）

（URL <http://www.forlifef-system.co.jp/>）

第5条（条項の変更）

本同意事項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

2009/7/1 改訂

年 月 日

(株)フォーライフシステム
ウェブフリコム申込係 行

振込代行サービス申込書 送付状

貴社名

以下の書類をご確認の上、ご郵送ください。

書類名			チェック	枚数
振込代行サービス申込書	必須	・代表者印、管理者印、緊急連絡先担当者印を押印ください。 ・管理者様のメールアドレスは必ずご記入ください。		1 枚
添付書類	法人	必須	お取引口座の通帳コピー (見開きページ) 当座の場合は「当座入金(小切手)帳等の表紙コピー」	枚
		必須書類以外に のいずれか1 点を同封く ださい。	登記簿謄本のコピー	枚
		事業内容が確認できるもの 会社案内、パンフレット、ホームページ情報など	枚	
	個人事業主	必須	本人確認書類のコピー 運転免許証、各種健康保険証、事業者として取引に使用している印鑑に係る印鑑登録 証明書など)	枚
		必須	営業されていることがわかるもの 指定業者登録証明書・公的機関発行の営業許可証・確定申告書等のコピーなど	枚
		必須書類以外に のいずれか1 点を同封く ださい。	お取引口座の通帳コピー(見開きページ) 当座の場合は「当座入金(小切手)帳等の表紙コピー」 事業内容が確認できるもの 会社案内、パンフレット、ホームページ情報など	枚
合 計 (本送付状を除く)				枚

お願い **お客様控え**として『振込代行サービス申込書』をコピーし、
『振込代行サービス利用規定』とあわせて貴社にて保管ください。

書類送付先

〒105-0013
東京都港区浜松町1-10-11
浜松町OSビル 4階
(株)フォーライフシステム
ウェブフリコム申込係 行

お問合せ先 : (株)フォーライフシステム 東京事業所
TEL : 03-5777-5441
(平日 9:00 ~ 17:30)